

○珠洲市委託業務最低制限価格設定要領

平成23年8月31日

告示第68号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する委託業務に係る競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び珠洲市財務規則（昭和40年珠洲市規則第8号）第78条の2の規定により最低制限価格を設定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設定する委託業務の対象は、予定価格が50万円を超え、競争入札により契約を行う委託業務とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下、本条において同じ。）は、予定価格（消費税及び地方消費税額を含まない金額とする。以下、本条において同じ。）の算出の基礎となった設計金額のうち、別表に掲げる委託業務の区分に応じた算定式により得た額（千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り捨てた額（その他にあつては、その端数を切り上げた額）。）とする。ただし、その額が、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額（千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額（千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り上げた額）とする（測量にあつては「10分の8.1」を「10分の8.2」とし、地質調査にあつては「10分の8.1」を「10分の8.5」、「10分の6」を「3分の2」とする。）。

(最低制限価格の周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格は、契約締結後に閲覧その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年9月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う委託業務から適用する。

附 則（平成25年告示第63号）

この告示は、公表の日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う委託業務から適用する。

附 則（平成２８年告示第３２号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う委託業務から適用する。

附 則（平成２９年告示第２７号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う委託業務から適用する。

附 則（平成３１年告示第４３号）

この告示は、平成３１年４月１日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う委託業務から適用する。

附 則（令和６年告示第２６号）

この告示は、公表の日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う委託業務から適用する。

附 則（令和６年告示第３８号）

この告示は、公表の日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う委託業務から適用する。

別表

委託業務の区分	算定式
建設コンサルタント	直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般経費×0.5
建築（設備）設計	直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6
補償コンサルタント	直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費×0.5
測量	直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.5
地質調査	直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.5
その他	予定価格×0.6